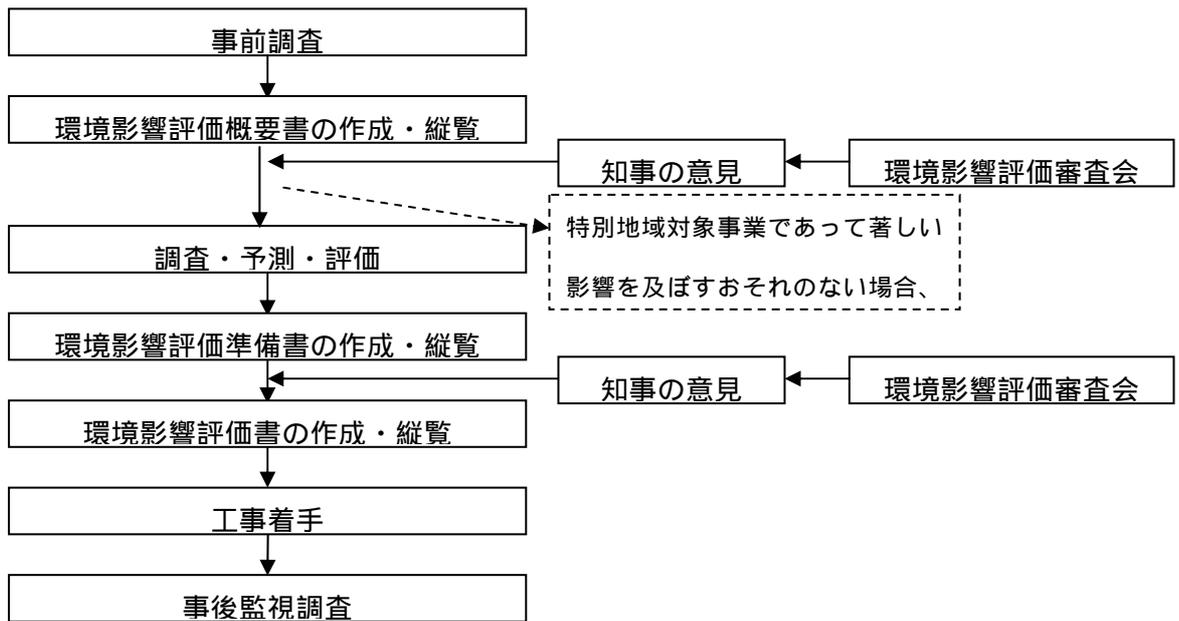


参考1 各発電所の環境影響評価手続きの規模要件

発電所の建設		対象事業	特別地域対象事業
現行	水力発電所	出力 3 万 kW	-
	火力発電所	出力 7.5 万 kW (地熱は 1 万 kW)	
	原子力発電所	すべて	
<b>追加</b>	<b>風力発電所</b>	<b>出力 1.5 千 kW</b>	<b>出力 500~1.5 千 kW 未満</b>

参考2 環境影響評価に関する条例の手続き



参考3 県下における風力発電所の立地計画及び条例の適用について

市 町	設置場所	事業者名	規 模	状況及び条例の適用
南あわじ市	阿那賀	CEF 南あわじウインドファーム(株)	2,500kW × 15 基 37,500kW	暫定指導指針審査済である。 工事着手済のため、条例適用外
朝来市	フトウガ峰周辺	CEF 兵庫ウインドファーム(株)	2,500kW × 12 基 30,000kW	暫定指導指針審査中であり、評価書の 公告縦覧まで指針により手続を行う。 以後、条例の経過措置となる
朝来市 宍粟市	段ヶ峰周辺	エコ・パワー(株)	1,500kW × 10 基 15,000kW	NEDO マニュアルにより概要書に相当 する手続済のため、条例の経過措置と して準備書手続より適用(予定)
淡路市	野島、楠本、 中持、浦(花 さじき周辺)	関電エネルギー開 発(株)	2,000kW × 12 基 程度 24,000kW 程度	NEDO マニュアルにより概要書に相当 する手続済のため、条例の経過措置と して準備書手続より適用(予定)

注：NEDO マニュアル：国庫補助金申請に必要な環境影響評価マニュアル